

1962年10月16日(第6回開)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分～午後5時50分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比 彌 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	稻 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲 村 春 勝	助役	呉 屋 真 徳	収入役	仲 村 春 松
総務課長	松 川 正義	財政課長	当 山 全 喜	経済課長	沢 し 安 一
建設課長	桑 江 良 徳	水道課長	奥 里 喜 俊		

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正義 書記 照 屋 敏 伊 佐 正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 施政方針に対する一般質問

1962年10月16日(第6回)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分～午後5時50分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	官里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	仲村春松
総務課長	松川正義	財政課長	当山全喜	経済課長	沢し安一
建設課長	桑江良徳	水道課長	奥里将俊		

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 施政方針に対する一般質問

7. 会議の顚末

議 長～出席21名。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より(第6日目)の会議を開きます。(午前10時30分)

議 長～一般質問の順番について、お語り致します。

議 長～1番より順次に進めたいと思ひますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異^議がないものと認め、1番より順次進めることに致します。

議 長～では日程に入ります。
日程第1. 施政方針に対する一般質問

議 長～1番議員より願ひます。

1 番～問1. 当市の市昇格に伴う、都計に関連して隣村との合併問題の意義が増大してきているものと思料致しますが、市として本問題を促進する御意図があられるか、あられるならば具体的施策の構想について、又なければその理由、御見解について御伺ひ致します

市 長～具体的な施策構想は未だ出来ていませんが、今までの経過を申し上げますと、政府の案では宜野湾、北中城、中城の合併したいとのことで去年10月の議会で市昇格の手続が決つてから、11月頃3村の村長、議長が集まつて合併の話し合いをもつたが、そのときは北中城は積極的であつたが、中城は村民に語つてないが異存はないとの事で、その後2、3回話し合つた。当時宜野湾としては市昇格が問題で、合併は見合して行きたい。然し政府の助言も合併を促進するような協議会でも作つて進めたらとの事であつたが、当時の議会で合併することになつてから協議会を設けるべきであるとの意向でそのままになつた。

市昇格に対しては、北中城、中城の両村は合併するのは待つてもらいたいとの気持で、若しこの事がプレーキでもなつたら困ると思ひ身心を打込み熱心に地方課や関係庁をまわつて、合併問題とは別に市昇格の方を進めてもらいたいとお願ひして、7月に市昇格が実現したのであります。

結局11月から3月までは合併の話し合ひもあつたが、それ以後は話し合ひもつておりません。

7. 会議の順末

議 長～出席21名。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より(第6日目)の会議を開きます。
(午前10時30分)

議 長～一般質問の順番について、お諮り致します。

議 長～1番より順藝に進めたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め、1番より順次進めることに致します。

議 長～では日程に入ります。
日程第1. 施政方針に対する一般質問

議 長～1番議員より願います。

1 番～問1. 当市の市昇格に伴う、都計に関連して隣村との合併問題の意義が増大してきているものと思料致しますが、市として本問題を促進する御意図があられるか、あられるならば具体的施策の構想について、又なければその理由、御見解について御伺い致します

市 長～具体的な施策構想は未だ出来ていませんが、今までの経過を申し上げると、政府の案では宜野湾、北中城、中城の合併したいとのこととで去年10月の議会で市昇格の手続が決つてから、11月頃3村の村長、議長が集まつて合併の話し合いをもつたが、そのときは北中城は積極的であつたが、中城は村民に諮つてないが異存はないとの事で、その後2、3回話し合つた。当時宜野湾としては市昇格が問題で、合併は見合して行きたい。然し政府の助言も合併を促進するような協議会でも作つて進めたらとの事であつたが、当時の議会で合併することになつてから協議会を設けるべきであるとの意向でそのままになつた。
市昇格に対しては、北中城、中城の両村は合併するのは待つてもらいたいとの気持で、若しこの事がブレーキでもなつたら困ると思ひ身心を打込み熱心に地方課や関係庁をまわつて、合併問題とは別に市昇格の方を進めてもらいたいとお願いして、7月に市昇格が実現したのであります。
結極11月から3月までは合併の話し合もあつたが、それ以後は話し合はもつておりません。

今後は合併するか、しないか当市の態度を決めて行くべきであると思いますが、それには利点と因る点等の資料を集めて検討して行く必要があると思う。

合併すると今までの小都市から大都市の状態になりますが、建設の問題ではないかと思う。

生活面の影響、市民の負担、人間関係の和、その値色々検討すべき事がある。それ等を検討して、現在は少々不利の点があつても将来に大いに益する事があれば、合併しても負担がよけいからならないような処置をしてもらい、共に発展して行くと言ふ結論が出たら促進委員会等設置して合併にふみ切つて行きたいが、今の段階では具体的の方策は立てておりません。

1番 ～結論的に合併が良ければ、合併しても良いとのことではありますが積極的に問題を出して諮問する考へはないか。

市長～合併するとなれば、議会で諮問して全員で審議するか、又は委員を上上げてやるか、資料も収集し対策委員等も設けてやつて行きたいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時46分)

19番～関連質問を致します。合併することによつて、結局は建設の問題であると言われるが、これは現状のままでか又目標であるのか。例へば、都市計画で充実した宜野湾市にするという場合、距離的に考へた場合真志喜、大謝名の西端から北中城の東端まで又中城もこれに入れて大きな構想で、都市を準備するのが市の発展と考へられるが、

市長～只今都市計画と合併との問題での質問かと存じますが、都市計画は行政区を越えて市の勢力けん内として、東は中城々北は北谷のトンネルの北側、まき港、西原を含めて大体の案は出来ている。

議長～外に関連質問はございませんか。なければ次に進めます。

1番 ～問2。役所機構改革について、具体策がありましたら伺います

市長～施政方針にも取り上げてありますが、具体案は未だ出来ておりませんが、市としての機構に除々にもつて行きたいと思つております。来年の予算議会までには、出る範囲内で逐次やつて行きたいと思つております。

4番 ～関連質問を致します。役所内の機構改革とその充実を計るためには

今後は合併するか、しないか過市の態度を決めて行くべきであると思いますが、それには利点と困る点等の資料を集めて検討して行く必要があると思う。

合併すると今までの小都市から大都市の状態になりますが、建設の問題ではないかと思う。

生活面の影響、市民の負担、人間関係の和、その他色々検討すべき事がある。それ等を検討して、現在は少々不利の点があつても将来に大いに益する事があれば、合併しても負担がよけいからならないような処置をしてもらい、共に発展して行くと云う議論が出たら促進委員会等設置して合併にふみ切つて行きたいが、今の段階では具体的の方策は立てておりません。

1番 ～結論的に合併が良ければ、合併しても良いとのことではありますが積極的に問題を出して諮問する考へはないか。

市長～合併するとなれば、議会に諮問して全員で審議するか、又は委員を上げてやるか、資料も収集し対策委員等も設けてやつて行きたいと思つております。

議長～冒休憩致します。(午前10時45分)

議長～再開致します。(午前10時46分)

19番～関連質問を致します。合併することによつて、結核は建設の問題であると云れるが、これは現状のままか又目標であるのか。

例へば、都市計画で充実した宜野湾市にするという場合、距離的に考へた場合真志喜・大謝名の西端から北中城の東端まで又中城もこれに入れて大きな構想で、都計を準備するのが市の発展と考へられるが、

市長～只今都計と合併との問題での質問かと存じますが、都計は行政区を越えて市の勢力けん内として、東は中城々北は北谷のトンネルの北側、まき港、西原を含めて大体の案は出来ている。

議長～外に関連質問はございませんか。なければ次に進めます。

1番 ～問2. 役所機構改革について、具体策がありましたら御伺いします

市長～施政方針にも取り上げてありますが、具体案は未だ出来ておりませんが、市としての機構に際々にもつて行きたいと思つております。来年の予算議会まれには、出る範囲内で逐次やつて行きたいと思つております。

4番 ～関連質問を致します。役所内の機構改革とその充実を計るためには

いかなる方法で進めるか具体的な施策を問う。

市長～今先申し上げたように来年度の予算議会までに逐次やつて行きたいと思っております。今直ぐどうするということは発表出来ない。

16番～関連質問を致します。前議会、前監査委員からも要望がありました通り、参ぼう本部とも云うべき処がなく、各課バラバラの感じがするので、そこを統一して参ぼう本部的な企画室考えられるべきであると思うがその点について。

市長～同感であります。7月、8月、9月と市昇格行事並びに選挙と多忙なため、予備がなかつたのであります。非常に重要な事を急いで行うのは困難でありますので慎重に取扱うと云う意味で現在具体的には出来ておりません。

9番(市長)現在、総務、財政、経済、建設、水道と課がありますが、課によつては5つ6つも担当してありますのでせめて2つ位にして職員も専門的にやらせようと思う、それには予算とも関連致しますので、その面からも検討して行きたいと思っております。

25番～関連質問を致します。機構改革の中で、那覇市や糸満町のやつているように、案内係を置く考へはないかどうか。

総務部長～役所の機構とも関連致しますが、行政庁でありますので住民全体の役所という意味で、ここに来られる方々が喜んで気軽に自分の用事が済されるようサービス面の改善を念頭におくべきと感じます。今後検討したい、現在置いてはありますが、構内電話の交換も兼ねておりますので手がまわらない状態です。

15番～職員採用については、試験で採用すべきと思いますがこれについて御伺いします。

市長～職員採用は非常に難しい問題で、採用しても直ぐ退め行つたり又技術面の点もあつて何でも出来ると云う人の採用は難しく、大体補充の場合(1, 2名)の採用のときは、多くの応募者が来て迷惑しますので、その都度採用している。一度に多くの人を採用するときは公務員規定等設けてやらなければならないと思つている。

5番～役所機構の充実を目標に掲げておりますが、役所職員が3万市民に影響するだけに職務に忠実に専念していることは喜ばしい。然しながら中には自分の職責が3万市民にはう仕すると云う事を理解しているか疑はしい職員がいるが、市長は部下が市民に対するはう仕で完全に職務を遂行していると思うか。

市長～人間である以上、仕事面、社会に接する面で過失もあると思うが、

いかなる方法で進めるか具体的な施策を問う。

市長～今先甲し上げたように来年度の予算議会までに逐次やつて行きたいと思っております。今直ぐどうするという事は発表出来ない。

16番～関連質問を致します。前議会、前監査委員からも要望がありました通り、参ばう本部とも云うべき処がなく、各課バラバラの感じがするので、そこを統一して参ばう本部的な企画室考えられるべきであると思ふがその点について。

市長～同感であります。7月、8月、9月と市昇格行事並びに選挙と多忙なため、予備がなかつたのであります。非常に重要な事を急いで行うのは困難でありますので慎重に取扱うと云う意味で現在具体的には出来ておりません。

9番(市長)現在、総務、財政、経済、建設、水道と課がありますが、課によつては5つ6つも担当してありますのでせめて2つ位にして職員も専門的にやらせようと思ふ、それには予算とも関連致しますので、その面からも検討して行きたいと思っております。

25番～関連質問を致します。機構改革の中で、那覇市や糸満町のやつているように、案内係を置く考へはないかどうか。

総務課長～役所の機構とも関連致しますが、行政庁でありますので住民全体の役所という意味で、ここに来られる万々が喜んで気軽に自分の用事が済されるようサービス面の改善を急務におくべきと感じます。今後検討したい、現在置いてはありますが、構内電話の交換も兼ねておりますので手がまわらない状態であります。

15番～職員採用については、試験で採用すべきと思ひますがこれについて御伺いします。

市長～職員採用は非常に難しい問題で、採用しても直ぐ退め行つたり又技術面の点もあつて何でも出来ると云う人の採用は難しい、大体補充の場合(1,2名)の採用のときは、多くの応募者が来て迷惑しますので、その都度採用している。一度に多くの人を採用するときは公務員規定等設けてやらなければならぬと思つている。

5番～役所機構の充実を目標に掲げておりますが、役所職員が3万市民に影響するだけに職務に忠実に専念していることは喜ばしい。然しながら中には自分の職責が3万市民にはう仕すると云う事を理解しているか疑はしい職員がいるが、市長は部下が市民に対するほう仕で完全に職務を遂行していると思ふか。

市長～人間である以上、仕事面、社会に接する面で過失もあると思ふが。

市長はたえず職員を見るということも不可能であり、普段の仕事は各課長がしか見ておりませんので、若しそのような職員があれば市長も課長にでも申し出てもらいたい。

5番 ~職員が12分に職務に専念していると思うのか。

市長 ~はいそう思っております。

6番 ~人間は同じ所に10年も20年もいる事は、趣味、計画的、研究心志がなく、深入りしないというのが真理であると思うが、職員は公僕であるので、出来れば年々回位の移動もあるべきである。本人の志を得て適材適所に配置すると云う事は行政事務をスムーズにするためにも良いと思う。市にも昇格したし、ここらで優遇改革ともあいまつて人事の配置も考えてもらいたい。

議長 ~外にありませんか。なければ次に進みます。

1番 ~聞3。行政区と区長廃止に伴つて、これに代るべく施策の機構想又は御司慮について、伺います。

市長 ~これについては、各区長とも話し合いをもちましたが、更に明日地方課の主催で中市町村長をコザに集め、これに対する今後の処置について説明会がありますので、御指導をおねがいと思つてをります。これは市町村の自治行政をどう処理して行くかが大きな問題であるが、廃止になつたから全部なくなると云うことは無理でありこれに代るべき方法を講じなければならないと思ひますので、検討をして処置して行きたいと思ふ。

4番 ~行政区画の整理が先決だと良く云われているし、又幸にして市長の施政方針にもうたわれているが、如何なる構想で何時頃実施するか

市長 ~今のままでは行政面において、不便で困難であり又住所と行政とが一致しないので、整理したいと思ふ。そうするには区画、地番等の整理が必要であり、土地調査をして境界をはつきりさせなければならない。恒久的な整理までは出来ないで、暫定処置としてでも早くやつて行きたいと思つております。

3番 ~この問題は2、3年前からの問題で、早急に処理するよう前の議会においても要望申し上げたが、地番と行政区を一致させようとして遅れていると思ふが、本土では家屋法でもつてやつているようですが、この点について研究されたかどうか。

市長はたえず職員を見つめるということも不可能であり、普段の仕事は各課長がしか見ておりませんので、若しそのような職員がおれば市長・課長にでも申し出てもらいたい。

5番 ~職員が12分に職務に専念していると思うのか。

市長~はいそう思っております。

8番 ~人間は同じ所に10年も20年もいる事は、趣味、計画性、研究意志がなく、深入しないというのが真理であると思うが、職員は公僕であるので、出来れば年1回位の移動もあるべきである。
本人の意志を得て適材適所に配置すると云う事は行政事務をスムーズにするためにも良いと思う。
市にも昇格したし、ここらで機構改革ともあいまつて人事の配置も考えてもらいたい。

議長~外にありませんか。なければ次に進みます。

1番 ~問3。行政区と区長廃止に伴つて、これに代るべく施策の御構想又は御計画について、御伺いします。

市長~これについては、各区長とも話し合いをもちましたが、更に明日地方課の主催で中部市町村長をコサに集め、これに対する今後の処置について説明会がありますので、御指導をあそぎたいと思つてをります。これは市町村の自治行政をどう処理して行くかが大きな問題であるが、廃止になつたから全部なくなると云うことは無理でありこれに代るべき方法を構じなければならぬと思ひますので、検討をして処理して行きたいと思う。

4番 ~行政区画の整理が先決だと良く云われているし、又幸にして市長の施政方針にもうたわれているが、如何なる構想で何時頃実施するか

市長~今のままでは行政面において、不便で困難であり又任所と行政とが一致しないので、整理したいと思う。
そうするには区画、地番等の整理が必要であり、土地調査をして境界をはつきりさせなければならない。
恒久的な整理までは出来ないので、暫定処置としてでも早くやつて行きたいと思つております。

3番 ~この問題は2.3.前からの問題で、早急に処理するよう前の議会においても要望申し上げたが、地番と行政区を一致させようとして遅れていると思うが、本土では家屋法でもつてやつているようですが、この点について研究されたかどうか。

市長～区を定めるには位置を決定しなければならない、家屋の場合とびとびであり困ると思う。それよりかは誰にも良くわかるように土地の区割して地番を打つた方法が良いと思っております。

10番～行政区画の整理については2、3年前から問題になっているが、市長としては現在どのような構想をもっているか。

市長～住民や部落民のもりあがり、それに応じて整理もしたいと思うがそれが出来なければ案を出して検討してもらい不便を感じている地域からやりたいと思つている。

19番～土地測量後行政区画をしたいとのことであるが、この測量がどの位まで進み、又何時頃終つて何時頃から行政区画の設定が出来るのか

市長～恒久的な整理は測量後でないと思えないが、暫定として地番にこだわらずにやつて行きたい。

測量が全部完了するには後2ケ年位はかかると思う、普天間から5号線を通り藤敷で終つて我如古に一部残つて、大副名宇地泊、真志喜にかかつている。

3番～行政区画の変更は暫定的でも良いから早くしなければならないと思うが、何時頃までに案を出すか。

市長～本年度で不可能でありますので来年7月頃しか出来ない。

8番～この問題は2、3年前からの問題であるが、普天間開放地の場合市民も行政区画の問題は非常に期待しております。

然しながら当局と区民との話し合いをしたとのことばかりでない。位置の問題、現実の問題として今日明日でも施行すべき重要問題であり、計画を立てて早く議会に提案して着々実施されるよう御要望致します。

市長～来年の予算議会までには提案したいと思っております。

10番～行政区画については、都計とマツ手した構想でやるのか、それとも現在の旧部落を単位としてやるのか。

~~何れの場合も考えられる。~~

市長～これは何れの場合も考えなければならないと思う。都計との関連は境界の点になると思いますが、道路、排水等ではつきりした境界にしたい。構想というのは試案を作らないとどうこうとはいえない

9番～区長制度の廃止については新聞でしか聞いてないが、何時頃まで続けらる。

3のび。

市長～区を定めるには位置を決定しなければならない、家屋の場合とびとびであり困ると思う。それよりかは誰にも良くわかるように土地の区割して地番を打つた方法が良いと思っております。

10番～行政区画の整理については2、3年前から問題になっているが、市長としては現在どのような構想をもっているか。

市長～住民や部落民のもりあがり、それに応じて整理もしたいと思うがそれが出来なければ案を出して検討してもらい不便を感じている地域からやりたいと思つている。

19番～土地測量後行政区画をしたいとのことであるが、この測量がどの位まで進み、又何時頃終つて何時頃から行政区画の設定が出来るとか

市長～恒久的な整理は測量後でないが出来ないが、暫定として地番にこだわらずにやつて行きたい。

測量が全部完了するには後2ヶ年位はかかると思う、普大間から5号線を通り船越で終つて我知古に一部残つて、大副名宇地泊。具志喜にかかつている。

3番～行政区画の変更は暫定的でも良いから早くしなければならぬと思うが、何時頃までに案を出すか。

市長～本年度で不可能でありますので来年7月頃しか出来ない。

8番～この問題は2、3年前からの問題であるが、普大間開拓地の場合市民も行政区画の問題は非常に期待しております。

然しながら当局と区民との話し合いをしたとのことはきいてない。位置の問題、現実の問題として今日明日でも施行すべき重要問題であり、計画を立てて早く議会に提案して着々実施されるよう御要望致します。

市長～来年の予算議会まれには提案したいと思っております。

10番～行政区画については、都計とマッチした構想でやるのか、それとも現在の旧部落を単位としてやるのか。

~~何れの場合も考えられる。~~

市長～これは何れの場合も考えなければならぬと思う。都計との関連は境界の点になると思いますが、これは道路、非水等ではつきりした境界にしたい。構想というのは試案を作らないとどうこうとはいえない

9番～区長制度の廃止については新聞でしか聞いてないが、何時頃まで続けるのび。

市 長～現区長の任期中であります。

議 長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議 長～再開致します。(午前11時37分)

議 長～外にありませんか。(ないものと認め次に進みます)

1 番 ～当市議会事務局の設置の是非について、市長の見解又は具体案がありましたら御伺いします。

市 長～市としても一応事務局も設置されているようになっておりますが、その充実については、皆様方と話し合つてやつて行きたいと思つております。

1 番 ～現在事務局は設置されておりますが、条例を設定して事務局を設置するとなれば局長・職員を置かねば出来ないと思うが。

市 長～事務局はないが、事務機関としてはある。しかしながら法的にいう所ではない。

議 長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議 長～再開致します。(午前11時45分)

議 長～外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

2 番 ～問1.については先の御説明により良くわかりました。

2 番 ～問2.市の行政連絡面のスピード化、その他緊急時の通報等の迅速化に関連して各区に電話設置の計画で、前議会でも取上げられたと聞いておりますが、市として如何なる電話設置の計画をしているか御伺いします。

市 長～電話設置の必要があるとして昨年の予算にも計上してありましたが色々の事情によつて普天間、普天間二区、野高、大山、伊佐、大鶴名しか完成しておりませんが、63年度予算でも10所分計上してあります。

5 番 ～電話設置の工事は全額市の負担であるのか。

市 長～はい工事費は市負担であります。その後の維持管理は別であります。

議 長～外にありませんか。(なければ次に進めます)

市 長～堀区長の任期中であります。

議 長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議 長～再開致します。(午前11時37分)

議 長～外にありませんか。(ないものと認め次に進みます)

1 番 ～当市議会事務局の設置の是非について、市長の見解又は具体案がありましたら御伺いします。

市 長～市としても一応事務局も設置されているようになっておりますが、その充実については、皆様方と話し合つてやつて行きたいと思つております。

1 番 ～現在事務局は設置されておりますが、条例を制定して事務局を設置するとなれば局長、職員を置かねば出来ないと思うが。

市 長～事務局はないが、事務機関としてはある。しかしながら法的にいう局ではない。

議 長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議 長～再開致します。(午前11時45分)

議 長～外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

2 番 ～問1.については先の御説明により良くはかりました。

2 番 ～問2.市の行政連絡面のスピード化、その他緊急時の通報等の迅速化に関連して各区に電話設置の件で、前議会でも取上げられたと聞いておりますが、市として如何なる電話設置の計画をしているか御伺いします。

市 長～電話設置の必要があるとして昨年の予算にも計上してありましたが色々の事情によつて普大間・普大間二区・野高・大山・伊佐・大瀬名しか完成しておりませんが、63年度予算でも10所分計上してあります。

5 番 ～電話設置の工事は全額市の負担であるのか。

市 長～はい工事費は市負担であります、その後の維持管理は別であります

議 長～外にありませんか。(なければ次に進めます)

3番 ~ 1問. 議会対策について問う.

市長 ~ ばく然として良くおからないが、議会も市長もねらいは市の発展と市民の福祉向上を計るということであって、どこまでも対等の立場で仕事を進めて行くのが、市の発展であり又市民の福祉向上を計ることが出来るのではないかと思っております。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後11時57分)

議長 ~ 再開致します(午後零7分)

3番 ~ 政府関係の予算等かく得状況と交渉経過について問う。
市長は政府の予算が決つてから交渉に行くとのことであつたが、我々としては、なるべくその前に交渉して予算をかくとくして載せたいと思ふが。

市長 ~ 矢対事業の補助金、水道関係の補助金、大山の道路等のも交渉に行きました、尚、今後その面努力して行きたいと思つております。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後零時10分)

議長 ~ 再開致します(午後零時16分)

3番 ~ 問3. 那覇市水源地の問題は如何にして処理される考へか。

市長 ~ 那覇市としては、委員会を構成して話し合いをしようとのことであるが、那覇市の都合によつて未だ話し合はもつておりません。

水道課長 ~ 議会と一語になつて交渉もしたが、又当局としても委員会をもつて話し合いをもつて行くにはどういふ方法でやるかと、那覇市に行つた結果、8月に課長、その他職員の人事移動があるので、それまで待つてもらいたいと、又当市においては市長、議員の選挙があり先月那覇市に行つた所、12月話ししようとのことでありました。

3番 ~ 那覇市の場合喜友名、真志喜の水源地かく得を呼びかけているよ
うな動きを、12月までまてるか。
那覇市の場合は受身でありますので、市が積極的に出なければ出来
ない。又補償の点はどの課に属するか。

市長 ~ 水道に関しては水道課、補償に関しては農作物になると経済課、接
渉になると総務課で担当することになります。

3番 ~ これは何時頃からやるのか又準備は何時頃か、するのか。

3 番 ～ 1 問 . 議会対策について問う .

市長 ～ ばく然として良くはわからないが、議会も市長もねらいは市の発展と市民の福し向上を計るということであって、どこまでも対当の立場で仕事を進めて行くのが、市の発展であり又市民の福し向上を計ることが出来るのではないかと思っております。

議長 ～ 暫休憩致します。(午 11 時 57 分)

議長 ～ 再開致します(午後零 7 分)

3 番 ～ 政府関係の予昇等^①かく得状況と交渉経過について問う。
市長は政府の予昇が伏つてから交渉に行くとのことであつたが、我々としては、なるべくその前に交渉して予昇をかくとくして載せたいと思うが。

市長 ～ 失対専業の補助金・水道関係の補助金、大山の道路等のも交渉に行きました、尚、今後その面努力して行きたいと思っております。

議長 ～ 暫休憩致します。(午後零時 10 分)

議長 ～ 再開致します(午後零時 16 分)

3 番 ～ 問 3 . 那覇市水源地の問題は如何にして処置なされる考へか。

市長 ～ 那覇市としては、委員会を構成して話し合いをしようとのことであるが、那覇市の都合によつて未だ話し合はもつておりません。

水道課長 ～ 議会と一諾になつて交渉しましたが、又当局としても委員会をもつて話し合いをもつて行くにはどう方法でやるかと、那覇市に行つた結果、8 月に課長、その他職員の人事移動があるので、それまで待つてもらいたいと、又当市においては市長、議員の選挙があり先月那覇市に行つた所、12 頃しようとのことでありました。

3 番 ～ 那覇市の場合喜友名、真志喜の水源地かく得を呼びかけているような動きが、12 月までまてるか。
那覇市の場合受身でありますので、市が積極的に出なければ出来ない。又補償の点はどの課に属するか。

市長 ～ 水道に関しては水道課、補償に関しては農作物になると経済課、交渉になると総務課で担当することになります。

3 番 ～ これは何時頃からやるのか又準備は何時頃かするの。

水道課長～12月に定例会があるようですからその前に委員の構成をして話し合つて行きたいと思つております。

3番～那覇市においては、真志喜・喜友名の水源地を軍に接渉しているようであるが、それでも12月までまつのか。

市長～那覇市にはそのような考えはないと聞いているが。

水道課長～タイムス紙上に那覇市は真志喜・喜友名から取水するとあつて、その件について水道公社に聞いたところ、那覇市の漏水が高率で45%もあり、水不足で悩んでいるので軍指令部が直接那覇市と水道公社に漏水量・じう水場・配管・源水地等を調査し、全島的に水源調査をして、その資料によるとまき港川・ヨーゲ橋の上・真志喜・伊佐の部隊内からの水がよいではないかとの事で、軍からの示唆があつたが、その後は知らないとの事であつた。水道公社としても宜野湾も水道事業をしているし、利権があるので問題はないと云われた。

3番～水道条例にも自己水源を保有し給水するものとすゝとありますが、自己水源をもつ意志があるかどうか。

水道課長～現在需要家の給水におわれ、工事の改造・建設中であり、将来は自己水源をもたなければならないと思う。宜野湾市には真志喜・大山・伊佐・喜友名と水源地も多くあり、給水人口を算定しないと不明であります。将来自己水源でやると給水人口の計算・水源の水量等も計算して、10年20年後の給水人口も算定して計画したいと思つております。

3番～宜野湾の水は戦前から那覇市に使用され、戦後那覇市が取水している水源地は全面取水している事と、又那覇市が真志喜・喜友名の水源地開発をするという面におきまして、これが実現した場合那覇市が計画・実施後に結合せしめてもどうにもならないので、早急に対応策を立ててもらいたい。又那覇市では条例で委員会を設置するとの事ではありますが、当市でも早く委員構成をされ接渉の段階にもつて行つてもらうよう御要望致します。

水道課長～12月に定例会があるようですからその前に委員の構成をして話し合つて行きたいと思つております。

3番～那覇市においては、真志喜・喜友名の水源地を軍に接渉しているようであるが、それでも12月までまつのか。

市長～那覇市にはそのような考えはないと聞いているが。

水道課長～タイムス紙上に那覇市は真志喜・喜友名から取水するとあつて、その件について水道公社に聞たところ、那覇市の漏水が高率で45%もあり、水不足で悩んでいるので軍指令部が直接那覇市と水道公社に漏水量・じょう水場・配管・源水地等を調査し、全島的に水源調査をして、その資料によるとまき港川・ヨーゲ橋の上・真志喜・伊佐の部隊内からの水がよいではないかとの事で、軍からの水査があつたが、その後は知らないとの事であつた。
水道公社としても宜野湾も水道事業をしているし、利権があるので問題はないと云われた。

3番～水道条例にも自己水源を保有し給水するものとすっておりますが、自己水源をもつ意志があるかどうか。

水道課長～現在需要家の給水におわれ、工事の収造・建設中であり、将来は自己水源をもたなければならないと思う。
宜野湾市には真志喜・大山・伊佐・喜友名と水源地も多くあり、給水人口を算定しないと不明であります。将来自己水源でやると給水人口の計算・水源の水量等も計算して、10年20年後の給水人口も算定して計画したいと思つております。

3番～宜野湾の水は戦前から那覇市に使用され、戦後那覇市が取水している水源地は全面取水している事と、又那覇市が真志喜・喜友名の水源地開発をするという面におきまして、これが実現した場合那覇市が計画・実施後に都合せしてもどうにならないので、早急にその対策を立ててもらいたい。
又那覇市では条例で委員会を設置するとの事ではありますが、当市でも早く委員構成をされ接渉の段階にもつて行つてもらふよう御要望致します。

6番 ~ 動議を提出致します。

このような調子では、会期内で後10名位しか出来ないと思いますがもつと簡潔に時間を短縮して進める方法が良いです。

10番~ 只今時間の問題の動議が出ておりますが、私としては一貫質問は充分に時間をかけて、詳しく聞いた方が良いと思います。

(賛成と呼ぶものあり)

議長 ~ 只今10番よりの動議は、所定の賛成がありましたので、動議は成立致しました。

お諮り致します。動議のとおり進めることに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~ 御異がないものと認め、只今の動議のとおり進めることに致します

議長 ~ 暫休憩致します。(午後零時37分)

議長 ~ 再開致します。(午後零時41分)

19番 ~ 水道条例第3条に本市の水道は自己水源を保有して給水するとうたわれているが、市長としてはどう考えるか。

軍用地内の水源は賃貸契約条件等で軍の承諾が必要だと思うが、又自己水源をもつという構想があられるなら早急に確保すべき必要があると思うが。

市長 ~ 将来自己水源でやりたいという事は条例のとおりである。

軍用地内の水を取るには軍の許可が必要であります。水源地の開発については議会の皆様方と一諮りになつてやつて行きたい。

私としては専業でありますので採掘面も検討して行かなければ出来ないと思っております。

9番 ~ 水道条例の第3条の自己水源でやる場合、当市にどの位の水量があるか。

水道課長 ~ 那覇市が戦前使用した場合の資料がありますので、後で答え致します。喜友名川の場合1日最大給水量が880立方米であります。その他については未調査で不明であります。

19番 ~ 市長は将来自己水源をもつとの事ですが、当市の水源(伊佐浜川等)が那覇に取水された場合、自己水源での給水は不可能になると思います。当市としては永久に値段の高い水道公社の水を買わなければならないことになるが、これについてどうお考えになるか又現在の市の水源地だけでは給水は不足とのことであるが、喜友名川だけでは確かに不足すると思うが、他の水源を開発しても不足す

6 番 ~ 動議を提出致します。

このような調子では、会期内で後 10 名位しか出来ないと思いますが
もつと簡潔に時間を短縮して進める方法良いです。

10番~ 只今時間の問題の動議が出ておりますが、私としては一取質問は充分に時間をかけて、詳しく聞いた方が良いと思います。

(賛成と呼ぶものあり)

議長 ~ 只今 10 番よりの動議は、所定の賛成がありましたので、動議は成立致しました。

お語り致します。動議のとおり進めることに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~ 御異がないものと認め、只今の動議のとおり進めることに致します

議長 ~ 暫休憩致します。(午饗零時 37 分)

議長 ~ 再開致します。(午後零 41 分)

19 番 ~ 水道条例第 3 条に本市の水道は自己水源を保有して給水するとうたわれているが、市長としてはどう考えるか。
軍用地内の水源は賃貸契約条件等で軍の承諾が必要だと思ふが、又自己水源をもつという構想があられるなら早急に確保すべき必要があると思ふが。

市長 ~ 将来自己水源でやりたいという事は条例のとおりである。
軍用地内の水を取るには軍の許可が必要であります。水源地の開発については議会の皆様方と一語になつてやつて行きたい。
私としては事業でありますので採算面も検討して行かなければ出来ないと思つております。

9 番 ~ 水道条例の第 3 条の自己水源でやる場合、当市にどの位の水量があるか。

水道課長 ~ 那覇市が戦前収用した場合の資料がありますので、後でお答え致します。喜友名川の場合 1 日最大給水量が 880 立万米であります。その他については未調査で不明であります。

19 番 ~ 市長は将来自己水源をもつとの事ですが、当市の水源(伊佐浜川等)が那覇に取水された場合、自己水源での給水は不可能になると思ふます。当市としては永久に値段の高い水道公社の水を買わなければならないことになるが、これについてどうお考えになるか又現在の市の水源地だけでは給水は不足とのことであるが、喜友名川だけでは確かに不足すると思ふが、他の水源を開発しても不足す

るのか。

水道課長～水源確保の面においては同感であります。喜友名川以外の水量調査は未だしておりません。

議長～暫休憩致します。(午後零時50分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

4番～問4. 商工業の保護育成策について問う。

市長～商工業については、去年から担当の職員を置いて業者の育成を計っております。又商工会ともたえず連絡をとつてやっております。中小企業者の問題は多々ありますが、特に資金面で困っているようで、目掛模合のような高い利子で資金を作っているようであり、それについて関係の深い商工信協等を作つて資金運営面に便宜を計る必要はないかと考えています。又もう一つは同じ業者の同志打がないうように業態を改変等も作つて商工業の実態を知つてもらうようにしたいと思つております。

3番～市の使用する消耗品や備品等ありますが、これは市内の商工業者から買入れているのか、値段の調休もあつたと思つていますが、なるべく市内の商工業者から買入れるようにしてもらいたい。

市長～消耗品の購入については色々ありますが、市内からも市外からも購入しております。市内の商工業者を大いに発展させるには、大いに利用すべきであるとのことですが、自治行政のあり方からしますと少ない金で大きな効果をもたらすと云う意味で、場合によつては誠実で安く出来る所を選んでやっております。

4番～市として商工業の保護育成と云われておりますが、今までは商工会を対象に補助金を出すと云う位のものであつたと思つたが、市にも昇格致しましたし健全な企業にするためには、政治力の指導力が入ると思つたが、又商工信協はどうなつてゐるか。

市長～色々と話しをして見たが、今の処あまり乗気でないが、いずれ話し合いをもちたいと思つています。

経済課長～商工信協については、他市町村も調査致しましたが、それには条件があります。やる気があり条件がかなえるなら宜野湾単独でも出来ます。然しながら現在それを進める人がいないので、時期が来るまでコダ信協に加入しても良いと思つて向うの意向を聞いた処、色々の面で出来ないとの事でありました。商工業者の意志があつて、やつたときには奮力は出来ますが、今の

るのか。

水道課長～水源確保の面においては同感であります。喜友名川以外の水量調査は未だしておりません。

議長～冒休願致します。(午後答時50分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

4番～問4. 商工業の保護育成策について伺う。

市長～商工業については、去年から担当の職員を置いて業者の育成を計っております。又商工会ともたえず連絡をとつてやっております。中小企業者の問題は多々ありますが、特に資金面で困っているようで、日拆模合のような高い利子で資金を作っているようであり、それについて関係の深い商工信協等を作つて資金運営面に便宜を計る必要はないかと考えています。又もう一つは同じ業者の同志打がないように業態を表す要覧等も作つて商工業の実態を知つてもらふようにしたいと思つております。

3番～市の使用する消耗品や備品等ありますが、これは市内の商工業者から買い入れているのか、値段の調度もあると思ひますが、なるべく市内の商工業者から買い入れるようにしてもらいたい。

市長～消耗品の購入については色々ありますが、市内からも市外からも購入しております。
市内の商工業者を大いに発展させるには、大いに利用すべきであるとのことでありますが、自治行政のあり方からしますと少ない金で大きな効果をもたらすと云う意味で、場合によつては誠実で安く出来る所を選んでやっております。

4番～市として商工業の保護育成と云はれておりますが、今までは商工会を対等に補助金を出す位のものであつたと思うが、市にも昇格致しましたし健全な企業にするためには、政治力の指導力が入ると思うが、又商工信協はどうなつているか。

市長～色々と話しをして見たが、今の処あまり乗気でないが、いずれ話し合いをもちたいと思ひます。

経済課長～商工信協については、他市町村も調査致しましたが、それには条件があります。やる気があり条件がかなふるなら宜野湾単独でも出来ます。然しながら現在それを進める人がいなので、時期が来るまでコザ信協に加入しても良いと思ひ向うの意向を聞いた処、巴々の面で出来ないとの事でありました。
商工業者の意志があつて、やつたときには協力は出来ますが、今の

処やる人がいない状態であります。

皆様方からも業者に啓もうして早くつくるようにさせてもらいたい
商工業者の法的保護もあり、資金を集めるにも重要であります。
運営も充分可能と思われ、商工業を保護育成して行くにも最上の方
法と思っております。

14番～商工信協の敷地の点であるが、若し信協をつくた場合市有の敷地が
借りられるかどうか。

市長～今の処別に以つてない。

4番～商工業育成策として今直ぐ考えられるのは、市内にある商工会が普
天閣一帯のものだと非難もありますが、市としては大きな組織、い
わゆる市一円の商工会にするために側面からどんな方法で働きかけ
られたか。

市長～市の商工会に聞いた所、全市の商工業者に呼びかけているが、入会
して来ないとのことであります。

3番～聞きについては省略します。

問6. 歳計を継続なされると云われるが、在任中に実施なされる都
計の金額と実施予定を年次毎に示してもらいたい。

市長～非常に大事な問題であります。マスタープランが出来ると年次別の
も出来ませんが今の処未だ出来ておりません。

全体のプランも出来ておりませので、年次毎の実施予定は示されま
せんが、いざ仕事をやる場合は政府の認可と補助を得てからやろう
と思います。政府の審議会で一諮りになつて事業計画を決定しますの
で、決定にならないと仕事は進めることは出来ない。

建設課長～マスタープランを提出して都計計画の認可を待つています。予算
も組まれておりますが、その通り実施出来るかどうか不明でありま
す。市案として実施の予定は、本年12月から63年の3月までに
マスタープランの法的決定。普天閣の排水工事を62年11月から
63年5月までに終えたい。又マスタープランの決定に附随して区
画整理の準備があります。第1年次が大曲名・真志喜・宇地泊の現
況測量。12月から1月は諸準備。3月以降に区画整理をしよう
と思つております。

大山、伊佐を63年7月から10月まで現況測量。12月⁶³から64
年1月に区画整理、認可の準備をして66年に区画整に入つて行き
たい。喜友名の現況測量が63年8月から11月中旬。64年7月

処やる人がいない状態であります。

皆様方からも業者に啓もうして早くつくるようにさせてもらいたい
商工業者の法的の保護もあり、資金を集めるにも重要であります。
運営も充分可能と思われ、商工業を保護育成して行くにも最上の方
法と思っております。

14番～商工信協の敷地の点であるが、若し信協をつくった場合市有の敷地が
借りられるかどうか。

市長～今の処別に以つてない。

4番～商工業育成策として今直ぐ考えられるのは、市内にある商工会が普
大間一帯のものだと非難もありますが、市としては大きな組織、い
わゆる市一円の商工会にするために側面からどんな方法で働きかけ
られたか。

市長～市の商工会に聞いた所、全市の商工業者に呼びかけているが、入会
して来ないとのことであります。

3番～問5については省略します。

問6。都計を継続なされると云はれるが、在任中に実施なされる都
計の金額と実施予定を年次毎に示してもらいたい。

市長～非常に大事な問題であります。マスタープランが出来ると年次別の
も出来ませんが今の処未だ出来ておりません。

全体のプランも出来ておりませので、年次毎の実施予定は示されま
せんが、いざ仕事をやる場合は政府の認可と補助を得てからやらう
と思えます。政府の審議会で一語になつて事業計画を決定しますの
で、決定にならないと仕事は進めることは出来ない。

建設課長～マスタープランを提出して都計の認可を待つています。予算
も組まれておりますが、その通り実施出来るかどうか不明でありま
す。市案として実施の予定は、本年12月から63年の3月までに
マスタープランの法的決定。普大間の非水工事を62年11月から
63年5月までに終えたい。又マスタープランの決定に附随して区
画整理の準備があります。第1年次が大廻名・具志喜・宇地泊の現
況測量。12月から1月は諸準備。3月以降に区画整理をしよう
と思っております。

大山・伊佐を63年7月から10月まで現況測量。12月から64
年1月に区画整理、認可の準備をして66年に区画整に入つて行き
たい。喜友名の現況測量が63年8月から11月中旬。64年7月

から10月までに認可の手続、65年2月に区画整理に入りたいと思う。残る地域の区画整理の準備と施行を63年の4月にやっけていき、年中道路維持の調査準備と又5ヶ月間2ヶ月間の調査準備をしてあとは維持管理にもつて行きたいと思つています。

11番～都市計画の継続実施と努力目標の中にあるが、今後の事業実施に伴う財源のうら付はいかにねん出されるか。

市長～政府の補助金と自己資金でやり、場合によつては自己資金の中に起債するかも知れません。又計画地域の税でまかなうときもあると思う。具体的にはどれにいくらとは決つてない。

19番～大体実施のプランは聞きましたが、将来どのような構想でやられるか概略でも聞かせて欲しい。
例へばプランには将来道路になると云う場所で永久建物を建てた場合非常に困る事が出て来ると思うが、その対策はどうするかと。

市長～これについては、相当時間がかかりますので後で説明会をもつて都計全般を説明したいと思つていますが。

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～では休憩中に話し合がありました通り都計に関する質問は、日を改めて、説明会をもつことに致します。

4番～土木専業いわゆる市内の各種道路の補修がおろそかになつて悪い道路が多くあります。又農道についても雑草が一杯生えて道であるのかわからない処がありますが、従来の区土木専業を市でやるとのこととありましたが、どうなつているか。又道路補修の面は整備されておるのか。

建設課長～道路に対する基本的考え方がありますが、道路法によれば政府道市道、町村道となつているが、その維持管理についてはそれぞれ、政府、市、町村となつております。
直野湾市の場合基本幹線聞ち市道と名のついたものが、政府道でその外の道路は市の材料提供と地元負担により見ている状況である。必要の箇所があれば区長を通じて申請すれば材料を提供するようになつている。総合的の計画もありますが雑草の生えた処は不必要な道路と思う。現在は市道と云う幹線道路だけについて強化しています。

から10月までに認可の手続。65年2月に区画整理に入りたいと思う。残る地域の区画整理の準備と施行を63年の4月にやつて行きたい。年中道路維持の調査準備と又5ヶ月間の調査準備をしてあとは維持管理にもつて行きたいと思つています。

11番～都市計画の継続実施と努力目標の中にあるが、今後の事業実施に伴う財源のうら付はいかにねん出されるか。

市長～政府の補助金と自己資金でやり、場合によつては自己資金の中に起債するかも知れません。又計画地域の税でまかなうときもあると思う。具体的にはどれにいくらとは決つてない。

19番～大体実施のプランは聞きましたが、将来どのような構想でやられるか概略でも聞かせて置きたい。
例へばプランには将来道路になると云う場所で永久建物建てた場合非常に困る事が出て来ると思うが、その対策はどうかと。

市長～これについては、相当時間がかかりますので後で説明会をもつて都計全般を説明したいと思つていますが。

議長～習休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～では休憩中に話し合ひがありました通り都計に関する質問は、日を改めて、説明会をもつことに致します。

4番～土木事業いわゆる市内の各種道路の補修がおろそかになつて悪い道路が多くあります。又農道についても雑草が一杯生えて道であるのかわからない処がありますが、従来の区土木事業を市でやるとのことでありましたが、どうなつているか。又道路補修の面は整備されておるのか。

建設課長～道路に対する基本的考え方ではありますが、道路法によれば政府道市道・町村道となつていますが、その維持管理についてはそれぞれ、政府・市・町村となつております。
宜野湾市の場合基本幹線は市道と名のついたものが、政府道でその外の道路は市の材料提供と地元負担により見ている状況である。必要の箇所があれば区長を通じて申請すれば材料を提供するようになつている。総合的の計画もありますが雑草の生えた処は不必要な道路と思う。現在は市道と云う幹線道路だけについて強化しています。

- 4 番 ～当然市が維持管理すべき市道にあつても相当あれている所があるが区長の申請がない限りやらないのか。
申請があるなしにかかわらず当然市が補修すれば維持管理が容易であるが、放置することによつて大きな損害を受けると思うが、

建設課長～市道で特に悪い所は直ぐ補修したいと思つております。

議長 ～暫休憩致します。(午後3時)

議長 ～再開致します。(午後3時5分)

- 19番～新しく開放された知念堂原について、区画整理の問題であるが地主は早めに家を建てようとしている。計画もしな前に建築の申請があつた場合、拒否する根きよがなければ将来大きな問題になると思うが、整理の図面は出来ているのか。

建設課長～土地調査と密接な関係がありますが、道路の区画計算是出来ております。市による行政執行であり、ここに大きな問題がある。市の行政区画施行の場合、政府の認可に基づいて、市はこれに関する条例を設定してから法的に効力が発生するということになる。認可もなり条例も設定してからは地主個人の意見は通らないようになります。又地主の地積調査が未だ出来てない関係でもあります。

- 19番～環境衛生の整備は市民の保健上緊急事だと思ふが、年々清掃週間に~~汚~~感する事だが、排水ちりの処理等についてどう考え、かつその対策はどうなつているか。

議長 ～道路の排水については、矢対専業とも関連してその人夫を利用してやつている。
ちりの処理については町の発展のため毎年気を配つているが、来年は予算に計上して消却るを作つて処理したいと思つております。

議長 ～次に進みます。

- 4 番 ～問1.2.3.は省略致します。

問4.労働者の福祉向上を計ることが、労働行政の最も大きな使命だと思ふが、市長が云う労働協調は過去において、如何なる対策が講じられたか、又今後如何なる方法で育成強化を計るか御伺いします。

市長 ～従来は直接労働局から指導等もありましたが、今後は市としても実状を経営者・労働者にお知らせし、労働基準法等の指導や説明会をもつて、トラブルのないようにしたいと思ふ。
失業対策については、政府の調査によりますが、余計幹旋してもらふようにしたい。労働者の中には実際の失業者ではなく自分の働く

4 番 ~当然市が維持管理すべき市道にあつても相当あれている所があるが区長の申請がない限りやらないのか。

申請があるなしにかかわらず当然市が補修すれば維持管理が容易であるが、放置することによつて大きな損害を受けると思うが。

建設課長~市道で特に悪い所は直ぐ補修したいと思つております。

議長 ~暫休憩致します。(午後3時)

議長 ~再開致します。(午後3時5分)

19 番~新しく開放された知念堂原について、区画整理の問題であるが地主は早めにかを建てようとしている。計画もしな前に建築の申請があつた場合、拒否する根きよがなければ吾米大きな問題になると思うが、整理の図面は出来ているのか。

建設課長~土地調査と密接な関係がありますが、道路の区画計画は出来ております。市による行政施行であり、ここに大きな問題がある。

市の行政区画施行の場合、政府の認可に基づいて、市はこれに関する条例を設定してから法的に効力が発生するということになる。

認可もなり条例も設定してからは地主個人の意見は通らないようになります。又地主の地積調査が未だ出来てない関係でもあります。

19 番~環境衛生の整備は市民の健康上緊急事だと思ふが、年々清掃週間に病感する事だが、排水ちりの処理等についてどう考え、かつその対策はどうなつているか。

議長 ~道路の排水については、矢対事業とも関連してその人夫を利用してやつている。

ちりの処理については町の発展のため毎年気を配つていますが、来年は予算に計上して消却ろを作つて処理したいと思つております。

議長 ~次に進みます。

4 番 ~問1.2.3.は省略致します。

問4.労働者の福祉向上を計ることが、労働行政の最も大きな使命だと思ふが、市長が云う労働協調は過去において、如何なる対策が講じられたか、又今後如何なる方法で育成強化を計るか御伺いします。

市長 ~従来は直接労働局から指導等もありましたが、今後は市としても実状を経営者・労働者にお知らせし、労働基準法等の指導や説明会をもつて、トラブルのないようにしたいと思ふ。

失業対策については、政府の調査によりますが、余計斡旋してもらふようにしたい。労働者の中には実際の失業者ではなく自分の働く

方に余ゆらがあつて働きたいと云う人もおりますので、このような方も失対事業にお願いしたいと思つている。

4 番 ～労働講座等をもうけて指導助言するとのことですが、これだけだけではなく、役所内に係職員もおりますので直接事業所や職場に派遣して、労使の状態、企業の状態を充分調査しそれに基づいて施策として、こうやつて行きたいと云うような点を出して、失業対策についても考慮してもらいたいことを要望する。

市長 番 ～役所の労働組合が結成された場合、市長はどう考えるか。又認めるかどうか。

市長 ～組合が結成された場合認めざるを得ないと思います。

議長 ～外にありませんか。 (ないものと認め次に進めます)

4 番 ～問5. は省略します。

問6 農業所得の引上げと云うことが、よく云われているが市内の61年度の農家所得はどうなつているか。又今後の施策について御伺いします。

市長 ～本市のような形態で所得算定も難しいのでありますが、経済課の調査では農家が2,176戸ありますが、平均収入が623 単位となつております。施策については多くの取かくを上げるのが第1であります。が、きまつた土地で最高の所得を上げるには、それだけの技術が必要であり、特に今はキビ作となつているが、キビ作の場合舎じを使つておりますが、どうしてもスイヒをよけい賃はなればならない諸経費が多くかかつた場合外のサトリより生産コストが高くなりまので、コストを安くするにはどうしても農業経営を近代化して協同で将来は機械でやるようにまで発展させないと、他の製品に立打出来ない。又他の農産物は公設市場等利用して販路を広める必要はないかと思つております。

4 番 ～農産市場の利用について、現在は他市町村から躰さい類やその他の農産物が入つて来ておりますが、市場を利用することによつて農家の経済も向上すると思ふが。

経済課長 ～これは敷地は取つてありますが、道路の整備が必要であります。農産物はキビ作が多くなり以前の半分位になつておりますが、隣村の人に協力を呼びかけて発展させて行きたいと思つております。

1 番 ～農家所得を向上させるため、協同経営を進められるとの事ですが、耕地が少くして境界のあせ道等なくして、協同でやるの事か、交換分合をしてやるのか又デストーースとしくやるのか。

力に余ゆらがあつて働きたいと云う人もおりますので、このような方も矢対事業にお願いしたいと思つている。

4 番 ~ 労働講座等をもうけて指導助言することとありますが、これだけではなく、役所内に係職員もおりますので直接事業所や職場に派遣して、労働の状態・企業の状態を充分調査しそれに基ついて施策として、こうやつて行きたいと云うような点を出して、失業対策についても考慮してもらいたいことを要望する。

市長 番 ~ 役所の労働組合が結成された場合、市長はどう考えるか。又認めるかどうか。

市長 ~ 組合が結成された場合認めざるを得ないと思います。

議長 ~ 外にありませんか。 (ないものと認め次に進めます)

4 番 ~ 問5. は省略します。

問6 農業所得の引上げと云うことが、よく云われているが市内の61年度の農家所得はどうなつているか。又今後の施策について御伺いします。

市長 ~ 本市のような形態で所得昇定も難しいのでありますが、経済課の調査では農家が2,176戸ありますが、平均収入が623\$位となつております。施策については多くの収かくを上げるのが第1であります。きまつた土地で最高の所得を上げるには、それだけの技術が必要であり、特に今はキビ作となつているが、キビ作の場合合じを使つておりますが、どうしてもスイじをよけい使はなくてはならない諸経費が多くかかつた場合外のサトウより生産コストが高くなりますので、コストを安くするにはどうしても農業経営を近代化して協同で将来は機械でやるようにまで発展させないと、他の製品に立打出来ない。又他の農産物は公設市場等利用して販路を広める必要はないかと思つております。

4 番 ~ 農産市場の利用について、現在は他市町村から野さい類やその他の農産物が入つて来ておりますが、市場を利用することによつて農家の経済も向上すると思ふが。

経済科長 ~ これは敷地は取つてありますが、道路の整備が必要であります。農産物はキビ作が多くなり以前の半分位になつておりますが、隣村の人に協力を呼びかけて発展させて行きたいと思つております。

1 番 ~ 農家所得を向上させるため、協同経営を進められるとの事ですが、新地が少なくて境界のあせ道等なくして、協同でやるの事か、交換分合をしてやるのか又テストケースとせやるのか。

経済課長～部落に行く場合その話しを進めているが、これは難しい問題であるので、手近な養トン兼等がら進めなければ出来ないと思う。
最初は農協の役員だけやつて段々これにもつて行きたいと思っております。

議長 ～ 暫休致します。(午後3時30分)

議長 ～ 春開致します。(午後3時37分)

議長 ～ 外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

6番 ～ 現在までの市の滞納額はいくらか、徴税と納税と二通りあるが、税は納税が原則と思うが、納税成績はどうなっているか。

市長 ～ 8月31日までの滞納額が48,423 \$ 33に56 %となつております。徴税の方法は、徴税吏員を出張させてやつている。

6番 ～ 滞納は徴取不可能か、それとも努力すれば徴取出来るものか。

財政課長～8月31日が予算のしめ切でありますので、その時現在でそうなつておりますが、その後相当に納付されたのもありますので滞納額は少なくなつております。

現年度(62年)の繰越し滞納した調定額が78,447\$67で8月31日調定が58,662 \$で残りが25,795 \$ 97で、滞納繰越の60年度定が32,550 \$17。その内徴取したのが9,712 \$92であります。

22,838 \$は徴取不可能の分も含まれております。

現年度でも賦課当時は在任していたが、令書配布のときには行先不明等というものがあります。

前年度の住所不明で未徴取の分は不能欠損処分すべきであります。所在が分るかも知れないので、その処分はしてありません。

納税と徴税であります。権利を主張するには義務をはたさねば出来ませんので、徴税はあたらなと思います。

徴税の方法は週開をもうけて、職員が出張して区長と協力して徴取しております。それでも滞納の多いところは区長と相談して晋段でもその区に行つて徴取している。

10番～滞納は事業税が多いのか、それとも一般税が多いのか。

財政課長～農家部落にはありませんが、町の方が悪い。

10番～週開をもうけて徴取やつているとの事ですが、成績はどうか

財政課長～土曜、日曜日を利用して、400 \$位集ります。

5番 ～ 滞納で一法人どの位の滞納をしているか。(最高)

経済課長～部落に行く場合その話しを進めているが、これは難しい問題であるので、手近な養トン業等がら進めなければ出来ないと思う。最初は農協の役員だけ就いて段々これにもつて行きたいと思っております。

議長 ～ 暫休憩致します。(午後3時30分)

議長 ～ 再開致します。(午後3時37分)

議長 ～ 外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

6番 ～ 現在までの市の滞納額はいくらか、徴税と納税と二通りあるが、税は納税が原則と思うが、納税成績はどうなっているか。

市長 ～ 8月31日までの滞納額が48,423 \$ 33位で56%となつております。徴税の方法は、徴税吏員を出張させてやつている。

6番 ～ 滞納は徴収不可能か、それとも努力すれば徴収出来るものか。

財政課長～8月31日が予算のしめ切でありますので、その時現在でそうなつておりますが、その後相当に納付されたのもありますので滞納額は少なくなつております。

現年度(62年)の繰越し滞納した調定額が78,447 \$ 67で8月31日調定が58,662 \$ で残りが25,795 \$ 97で、滞納繰越の60年度定が32,550 \$ 17。その内徴収したのが9,712 \$ 92であります。22,838 \$ は徴収不可能の分も含まれております。

現年度でも賦課当時は在任していたが、令書配布のときには行先不明等というものがあります。

前年度の住所不明で未徴収の分は不能欠損処分すべきであります。所在が分かるかも知れないので、その処分はしてありません。納税と徴税であります。権利を主張するには義務をはたさねば出来ませんので、徴税はあたらなと思ひます。

徴税の方法は通問をもうけて、職員が出張して区長と奮力して徴収しております。それでも滞納の多いところは区長と相談して普段でもその区に行つて徴収している。

10番～滞納は事業税が多いのか、それとも一般税が多いのか。

財政課長～農家部落にはありませんが、間の方が悪い。

10番～通問をもうけて徴収やつているとの事ですが、成績はどうか

財政課長～土曜、日曜日を利用して、400 \$ 位集ります。

5番 ～ 滞納で一法人どの位の滞納をしているか。(最高)

財政課長～法人の方に力を入れておるので、ほとんど滞納はありません。

先に申し上げた現税額で61年度45,687\$23が法人関係の税でその内40,705\$21は徴収済みであります。

5番～過去において支払能力のある納税者に対し、強制執行を行ったことがあるか。

財政課長～強制執行の段階にいつたことはありません。融資関係で担保に入れようとしたときおさえて徴収したことがあります。

8番～徴税については色々尽力されているが、未だ滞納があるということは遺憾に思っている。

適正課税・適正納税という点から、定まつた期間に納税するのは申すまでもありませんが、特に普大開地域が悪いとのことではありますが、これに対する相談所を設けて、極力税の指導、納税思想を高める意味から是非必要であると思う。そうすることによつて滞納も最少限にいくとめることが出来ると思うが。

財政課長～成程必要ではあると思つております。然し現状では相談所を設けてもどの程度相談に来られるかが疑問である。

疑問のある場合は財政課で詳しく御説明して納付の行くようにしておりますので、今のところ相談所を設置するということは考えておりません。

10番～外人関係で課税対象になつているのは何件か。

財政課長～現在8社で固定資産をもつております。

10番～税法によると現況によつて課税するとのことであるが、新城の場合都市計画の範囲内であるが、宅地として賦課されているのか又土地台帳地積に対して賦課されているのか御伺いします。

財政課長～現在宅地として使用している分に課している。

8番～疑問のある人に対しては納付の行くように説明しているとのことですが、異議のあつた場合諸帳簿も出し本人の所得等も検討して現物の調査もする必要があると思ひます。尚本市場合はこれからどんだんのびて行きますので、是非相談所を設置するよう御要望申し上げます。

議長～外にありませんか。(なければ次に進めます)

6番～問2は省略します。

問3、石山の現在の経営はどうか。今後どのような方法で経営するつもりか。

財政課長～法人の方に力を入れておりますので、ほとんど滞納はありません。
先に甲し上げた現税額で61年度45,687\$23が法人関係の税でその内
40,705\$21は徴収済であります。

5番～過去において支払能力のある納税者に対し、強制執行を行つたこと
があるか。

財政課長～強制執行の段階にいつたことはありません。融資関係で担保に入
れようとしたときおさえて徴収したことがあります。

8番～徴税については色々尽力されているが、未だ滞納があるということ
は遺憾に思つている。
適正課税・適正納税という点から、定まつた期間に納税するのは甲
すまでもありませんが、特に普大間地域が悪いとのことでありま
すが、これに対する相談所を設けて、極力税の指導、納税思想を高
める意味から是非必要であると思ふ。そうすることによつて滞納も最
少限にくだつてくると思ふ。

財政課長～成程必要ではあると思つております。然し現状では相談所を設け
てもどの程度相談に来られるかが疑問である、
疑問のある場合は財政課で詳しく御説明して納得の行くようにして
おりますので、今のところ相談所を設置するということは考えてお
りません。

19番～外人関係で課税対象になつてゐるのは何件か。

財政課長～現在8社で固定資産をもつております。

10番～税法によると現況によつて課税することであるが、新城の場合
都市計画の範囲内であるが、宅地として賦課されているのか又土地
台帳地積に対して賦課されているのか御伺いします。

財政課長～現在宅地として使用している分に課している。

8番～疑問のある人に対しては納得の行くよに説明しているとのことであ
りますが、異議のあつた場合諸帳簿も出し本人の所得等も検討して
現物の調査もする必要あると思ひます。向本市場合はこれからど
んどのびて行きますので、是非相談所を設置するよう御要望甲し
上げます。

議長～外にありませんか。(なければ次に進めます)

6番～問2は省略します。

問3.石山の現在の経営はどうか。今後どのような方法
で経営するつもりか。

あの石山では最小の経費で最大の効果をもたらすという自治行政の面からは、大きな疑問であるが、市当局として如何なる見解をもっているか、尚所有権はどうなっているか。

建設課長～ブルトーザで石粉を取る計画でやつております。此の外にシヤホによつて搬出し郡計事業又は一般土木建設面の仕事に使用しております。最小の経費で最大の効果をもたらすのが疑問であるとのことでありますが、後で数字的にプリントをして配布したいと思つております。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

6番～戦後多くの個人有地が道路につぶされているが、市にこれの対策ありや。

市長～この問題は非常に難しい問題であります。政府としても調査をするとの話も聞いておりますが、市町村単独では解決出来ない問題であると思つております。

議長～只今定刻4時になつておりますが、後暫く時間延長をしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議ないしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～では次に進めます。

7番～問1、2は省略致します。
問3、道路維持修繕、新設改良の計画また事業執行の方法について御伺いします。

建設課長～これは郡計とも関連致しますが、概略を申し上げますと市道は市が、小さい道は材料は市が提供し労務は地元負担でやつていく。新設改良については、前にも申し上げましたが、将来は建設ラウキ年計画を打立て行かねば出来ないとと思つております。

議長～暫休憩致します。（午後4時10分）

議長～再開致します。（午後4時15分）

議長～では次に進めます。

7番～水道課の予算才出面の減価償却費は前年度より1,652千円減額になつて

あの石山では最小の経費で最大の効果をもたらすという自治行政の面からは、大きな疑問であるが、市当局として如何なる見解をもっているか、向所有権はどうか。

建設課長～フルトーラで石粉を取る計画でやつております。此の外にシヤホによつて搬出し郡計事業又は一般土木建設面の仕事に使用しております。最小の経費で最大の効果をもたらすのが疑問であるのとことでもあります。後で数字的にプリントをして配布したいと思つております。

議長～外にありませんか。（なければ次に進めます）

6番～戦後多くの個人有地が道路につぶされているが、市にこれの対策ありや。

市長～この問題は非常に難しい問題であります。政府としても調査をするとの話も聞いておりますが、市町村単独では解決出来ない問題であると思つております。

議長～只今定刻4時になつておりますが、後暫く時間延長をしたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

（異議ないしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～では次に進めます。

7番～問1.2.は省略致します。
問3.道路維持修繕、新設改良の計画また事業執行の方法について御伺いします。

建設課長～これは郡計とも関連致しますが、概略を申し上げますと市道は市が、小さい道は材料は市が提供し労務は地元負担でやつていく。新設改良については、前にも申し上げましたが、将来は建設5ヶ年計画を打立て行かねば出来ないと思つております。

議長～暫休憩致します。（午後4時10分）

議長～再開致します。（午後4時15分）

議長～では次に進めます。

7番～水道課の予算才出面の減価償却費は前年度より1,652\$減額になつて

おりますが、対照物件は増加になつておりますが、減価償却勘定等の昇定方法について、お伺いします。

1. 水道事業について、詳しく御説明願います。
2. 水道料金、集金の方法、受水量と配水量の差、軍の貸住宅地と一般住民との水道料金に依る前年度の損益比較等について御説明願います。

水道課長～61年度の予算に減価償却がりましたが、61年度62年度の2ヶ年分を62年度の予算に計上しましたので、前年度より減になつております。

水道料金は立方米以下のリットルは調定には入つてないが、使用はしておりますので、それも計算に入れると25%が現在のロスとなります。マーシー地区は検針は親メーターでやつているが、受栓部に19,200ガロンを掛けて計算しています。

収入は62年度の一畝は調定額51,529\$35。水代が13,008\$45。で差額が33,320\$90。となり64.66%であります。

マーシー地区は調定額が14,083\$05。で受水費が12,191\$57。で差引1,891\$48。の収入で13.5%となつております。

- 10番～水道料金は一畝に高いといわれているが、値下する考えはないか。若し出来なければ、基本水量の8立方米・10立方米をもつと下げることとは出来ないか。

水道課長～当市の今までの実績が平均して家事用が11.8立方米。営業用が43立方米の水を消費しております。

大体これが現状で基準も8立方米でよいではないかと思ひます。

料金が高いといわれますが、それは市町村によつて色々異なりますが、当市では10万\$も起債をして15ヶ年に元利償還をしなければならぬし、又此れからも静計にマッチして工事も進めなければなりませんので、直ぐには料金の値下げは出来ないと思ひます。

- 8番～一畝の水道料金は予算や収支の関係で値下げは出来ないとのことですが、学校使用の水道料金は現在P.T.A.の出費が多く問題になつているが、学校関係のものは来年度当りからでも値下げすることは出来ないかどうか。

水道課長～学校関係は条例中の官公署用となつてはいるが、一人当り20リットルの飲水として1ヶ月600リットルで、これが基本料金の昇定となつている。8立方米に1\$の計算で非常に安くなつております。

前の料率と現在の差を出してみると900\$の減となつて、全体から約1万\$の才入減になります。

現在1人当り60リットルの計算でやつているが、実際の水使用は晋大間中校が1人当り120リットルから130リットル。晋大間小校が164リットルで両方とも2倍から3倍の水を使用している。大山小校が47リットルから68リットルであります。

ありますが、対照物件は増加になっておりますが、減価償却勘定等の算定方法について、お伺いします。

1. 水道事業について、詳しく御説明願います。
2. 水道料金、集金の方法、受水量と配水量の差、軍の貸住宅地と一般住民との水道料金に依る前年度の損益比較等について御説明願います。

水道課長～61年度の予算に減価償却がありましたが、61年度62年度の2ヶ年分を62年度の予算に計上しましたので、前年度より減になっております。

水道料金は立万米以下のリットルは調定には入っていないが、使用はしておりますので、それも計算に入れると25%が現在のロスとなります。マーシー地区は検針は視メーターをやっているが、受注費に19,200ガロンを掛けて計算しています。

収入は62年度の一版は調定額51,529\$35。水代が18,008\$45。で差額が33,320\$90。となり64.66%であります。

マーシー地区は調定額が14,083\$05。で受水費が12,191\$57。で差引1,891\$48。の収入で13.5%となっております。

- 10番～水道料金は一般に高いといわれているが、値下げる考えはないか。若し出来なければ、基本水量の8立万米。10立万米をもつと下げるとは出来ないか。

水道課長～当市の今までの実績が平均して家事用が11.8立万米。営業用が43立万米の水を消費しております。

大体これが現状で基準も8立万米でよいではないかと思えます。

料金が安いといわれますが、それは市町村によつて食々異なりますが、当市では10万\$も起債をして15ヶ年に元利償還をしなくてはならないし、又此れからも都計にマツ手して工事も進めなければなりませんので、直ぐには料金の値下げは出来ないと考えます。

- 8番～一般の水道料金は予算や収支の関係で値下げは出来ないとありますが、学校使用の水道料金は現在E. T. I. の出費が多く問題になっているが、学校関係のものは来年度当りからでも値下げすることは出来ないかどうか。

水道課長～学校関係は条例中の官公署用となつているが、一人当り20リットルの飲水として1ヶ月600リットルで、これが基本料金の算定となつている。8立万米に1\$の計算で非常に安くなつております。

前の料率と現在の差を出してみると900\$の減となつて、全体から約1万\$の才入減になります。

現在1人当り60リットルの計算をやつているが、実際の水使用は晋大間中校が1人当り120リットルから130リットル。晋大間小校が184リットルで両方も2倍から3倍の水を使用している。大山小校が47リットルから68リットルであります。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後4時31分)

議長 ~ 再開致します。(午後4時33分)

8番 ~ 学校の水の使用料が多いとのことですが、これを管理して技術的に考慮する余地はないか。

水道課長 ~ 今先申し上げましたようにこちらの推定使用水量より実際使用水量が非常に多いという事になっております。

水の使用状況を見ると、学校のガランが租悪費で水の無効があり、水を面白半分にとんどん出している状態であり、この面を管理し施設も代えたら良くなると思う。

学校も良く即水の面も考慮し、それでも2倍3倍の使用水量であれば今後の問題として、基本水~~費~~をもつと引き上げるか超過料金を徴収するか検討しなければならぬと思えます。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後4時45分)

議長 ~ 再開致します。(午後4時46分)

7番 ~ 問5. については省略します。

議長 ~ 次に進みます。

8番 ~ 問1. 市政方針、本市の置かれたい立地条件の認識の上に立つて、都市、農村の一体的振興を図る、これが具体的な計画について簡潔的に御説明願います。

市長 ~ 都市として均こうがあるよう都市計画案も進んでいる。先づ商工業地帯として計画を進めたが、産業を振興させるため企業や商工業の振興について、もつとも先に考えられるのは、商工会との連絡を密接にすることです。

中小企業者の困つた面にも力を尽して、市場の市況の統計や凶表の整備、講習会等をやつて各面の指導に當つて行きたいと思う。

第1次産業については、経営も技術も新しい農業にふさわしいような方向にもつて行き、公営市場も考えている。

議長 ~ 外にありませんか (なければ次に進めます)

8番 ~ 問2. は省略します。

問3. 教育の振興と施設の充実について。

公営の幼稚園や託児所の設置計画はないか。

市長 ~ 公営の幼稚園については、文教局で色々考えられておりますが、又市内で公営の幼稚園として認可される場所がありませんので計画はありません。託児所の方も認可を受けられる場所がありません。条件は施設、保育、現況、面積等があります。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後4時31分)

議長 ~ 再開致します。(午後4時33分)

8番 ~ 学校の水の使用料が多いとのことですが、これを管理して技術的に考慮する余地はないか。

水道課長 ~ 今先申し上げましたようにこちらの推定使用水量より実際使用水量が非常に多いという事になっております。

水の使用状況を見ると、学校のガランが粗悪費で水の無駄があり、水を面日半分にどんどん出している状態であり、この面を管理し施設も代えたら良くなると思う。

学校も良く即水の面も考慮し、それでも2倍3倍の使用水量であれば今後の問題として、基本水道をもつと引き上げるか超過料金を徴収するか検討しなければならぬと思います。

議長 ~ 暫休憩致します。(午後4時45分)

議長 ~ 再開致します。(午後4時46分)

7番 ~ 問5. については省略します。

議長 ~ 次に進みます。

8番 ~ 問1. 市政方針、本市の置かれてた立地条件の認識の上に立つて、都市、農村の一体的振興を図る、これが具体的な計画について加率的に御説明願います。

市長 ~ 都市として均こうがあるよう都市計画案も進めている。先づ商工業地帯として計画を進めたが、産業を振興させるため企業や商工業の振興について、もつとも先に考えられるのは、商工会との連携を密接にすることです。

中小企業者の困った面にも力を尽して、市場の市況の統計や凶表の整備、講習会等をやつて各面の指導に当つて行きたいと思う。

第1次産業については、経営も技術も新しい農業にふさわしいような方向にもつて行き、公営市場も考えている。

議長 ~ 外にありませんか (なければ次に進めます)

8番 ~ 問2. は省略します。

問3. 教育の振興と施設の充実について。

公衆の幼稚園や託児所の設置計画はないか。

市長 ~ 公営の幼稚園については、文教科で色々考えられておりますが、又市内で公営の幼稚園として認可される場所がありませんので計画はありません。託児所の方も認可を受けられる所がありません。条件は施設、保育、現況、面積等があります。

8 番 ~教育も大分向上し教育の過程も高くなつたことは良いことでありますが、本土と比較して大分差があると云われておりますので、予算面にも考慮されて教育振興にも尽力されるよう要望します。

16 番 ~教育の振興と施設の充実をして行くため教育委員会としては別に、市長としてどの程度まで出来るか。

市長 ~教育税と市町村税は賦課はしても別優遇ではありますが、だからと云つて地方自治として教育を見ないと云うことはどうかと思う。市町村長としてどう云うことが出来るかと云いますと、例へば敷地を購入すると云う時等教育税ではとうてい不可能であり、市の財源でもつて購入して側面的に援助している。今後とも色々の点で努力して行きたいと思つております。

8 番 ~市の窓口という処は市にとつてのバロメーターと云うべき処であり市民が窓口を利用するとき、事務約になれおろそかになりがちであります。例へば遠方から車で証明等を取りに来たが、あいにく中食時間になつて、40分50分も待たねば出来ないと云つた事が多々あつたのでありますが、2、3分で済むことでありますので課長・係長で気を配つて世話してもらいたい。

総務課長 ~役所の窓口はサービス官庁でありますので、当然のことだと思つております。極力親近省としそ気軽に求められるよう尽力しております。特に窓口で勤務している職員の対応の緊要、教養を高めて行くため資質の向上の面も必要と思つております。時間の問題ではありますが、これは労働基準法にもある通り、うんと働いて、うんと休み、それによつて2倍3倍も能率があることも考えられます。時間的にはそのようにしてきまりを付けようと思つておりますので市民の方々にも勤務場所の状況をよく知つてもらいたいと思つております。又急をようする方々の場合は休憩時間であつても一般職員にかわつてやつております。皆様からも役所の勤務時間や休憩時間等を市民にお知らせ願いたいと存じます。

議長 ~外にありませんか。(なければ次に進めることにします)

8 番 ~問5については、省略致します。
問6. 青少年不良化防止対策について伺う。

市長 ~不良化防止の対策については、市駐在の社会教育主事以外には付

8 番 ~ 強育も大分向上し教育の過程も高くなつたことは良いことでありますが、本土と比較して大分差があると云われておりますので、予算面にも考慮されて強育振興にも尽力されるよう要望します。

16 番 ~ 教育の振興と施設の充実をして行くため教育委員会としては別に、市長としてどの程度まで出来るか。

市長 ~ 教育税と市町村税の賦課はしても別機関ではありますが、だからと云つて地方自治として教育を見ないと云うことはどうかと思う。市町村長としてどう云うことが出来るかと云いますと、例へば敷地を購入すると云う時等教育税ではとうてい不可能であり、市の財源でもつて購入して側面的に援助している。今後とも色々の点で協力して行きたいと思つております。

8 番 ~ 市の窓口という処は市にとつてのバロメーターと云うべき処であり市民が窓口を利用するとき、事務的になれおろそかになりがちであります。例へば遠方から車で証明等を取りに来たが、あいにく中食時間になつて、40分50分も待たねば出来ないと云つた事が多々あつたのでありますが、2.3分で済むことでありますので課長・係長で気を配つて世話してもらいたい。

総務課長 ~ 役所の窓口はサービス官庁でありますので、当然のことだと思つております。極力親近者として気軽に求められるよう尽力しております。特に窓口で勤務している職員の対応の緊要、教養を高めて行くため資質の向上の面も必要と思つております。時間の問題であります。これは労働基準法にもある通り、うんと働いて、うんと休み、それによつて2倍3倍も能率があることも考えられます。時間的にはそのようにしてきまりを付けようと思つておりますので市民の方々にも勤務場所の状態をよく知つてもらいたいと思つております。又急をようする方々の場合は休憩時間であつても一職職員にかわつてやつております。皆様からも役所の勤務時間や休憩時間等を市民にお知らせ願いたいと存じます。

議長 ~ 外にありませんか。 (なければ次に延めることにします)

8 番 ~ 問5については、省略致します。
問6. 青少年不良化防止対策について問う。

市長 ~ 不良化防止の対策については、市駐在の社会教育主事以外には枯

はしておりませんが、少年係、訪問教師、教育委員会、学校等がたえず現状を見て、これの防止にあつております。

係の職員はおいっておりませんが、専門の訪問教師がおりますので、この方に援助協力をして行きたいと思つております。

8 番 ～本土ではこれに対しはく大な予算を計上しているようですが、琉球政府では2,000 \$しか計上されてないので、残念であります。又市としても予算に計上してありませんが、これからのびて行く子供達のために、市としてもある程度の予算は必要だと思つて。

市長 ～青少年保護は主に社会教育になつておりますので、予算は教育委員会に計上されております。

総務課長～本土の場合は教育行政と一般行政が全部市町村予算に計上されているようであります。

制度の良否は別として、こちらの場合は一応制度上は別々でありますので、予算そのものは先市長から御説明がありましたような点について充実を計る予算がございませぬ。

教育委員会が当然予算計上されると思うが、市としてもほう養するわけにはいかない。機関、制度は別々であります。社会教育費として今回始めて社会及労働施設の款の中に目を設けて計上してあるこの予算は社会教育の一環として保護関係の資質向上を計る意味で助成すると、青少年不良化防止運動等の社会教育面の協議会がありますが、これ等に約80 \$位の予算を組んであります。

議長 ～外にありませんか。(なければ次に進みます)

8 番 ～平和慰養連立奉賛会に負担金として、350 \$計上してあるが、平和観音像の原形存置は本来本市の観光事業にプラスになると思うが、その存置に対して対策はないか。

市長 ～平和観音像の安置場所の選定が済んで後、原形はそのまま残したいから市の方でその運びをしてくれとのこと、予算を組もうかと思つていたが、その後全部那覇市譲やるとの事で、私は山田氏を前ね原形を残してもらふようお願いした所、山田氏も残したいとの意向をございませぬ。

議長 ～外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

8 番 ～問8. 市営無料バス(軍払下げ)について。

市長 ～市営無料バスについては、管理運営面でコナが問題になつておりますが、良く研究して見たいと思つております。

はしておりませんが、少年係、訪問教師、教育委員会、学校等がたえず現状を見て、これの防止にあつております。

係の職員はおいでおりませんが、専問の訪問教師がおりますので、この方に援助協力をして行きたいと思つております。

8 番 ~本土ではこれに対しはく大な予算を計上しているようですが、琉球政府では2,000 \$しか計上されてないので、残念であります。又市としても予算に計上してありませんが、これからのびて行く子供達のために、市としてもある程度の予算は必要だと思ふが。

市長 ~青少年保護は主に社会教育になつておりますので、予算は教育委員会に計上されております。

総務課長 ~本土の場合は教育行政と一般行政が全部市町村予算に計上されているようであります。

制度の良否は別として、こちらの場合は一応制度上は別々でありますので、予算そのものは今先市長から御説明がありましたような点について充実を計る予算がございませぬ。

教育委員会でも当然予算計上されると思うが、市としてもばう観するわけにはいかない。機関、制度は別々であります。社会教育費として今回始めて社会及労働施設の款の中に目を設けて計上してあるこの予算は社会教育の一環として保護関係の資質向上を計る意味で助成すると、青少年不良化防止運動等の社会教育面の協議会がありますが、これ等に約80 \$位の予算を組んであります。

議長 ~外にありませんか。(なければ次に進みます)

8 番 ~平和型壺舞立奉賛会に負担金として、350 \$計上してあるが、平和観音像の原形存置は将来本市の観光事業にプラスになると思うが、その存置に対して対策はないか。

市長 ~平和観音像の安置場所の選定が済んで後、原形はそのまま残したいから市の方でその運びをしてくれとのこと、予算を組もうかと思つていたが、その後全部那覇市にやるとの事で、私は山田氏を訪ね原形を残してもらふようお願いした所、山田氏も残したいとの意向でございました。

議長 ~外にありませんか。(ないものと認め次に進めます)

8 番 ~問8. 市営無料バス(軍払下げ)について。

市長 ~市営無料バスについては、管理運営面でコザが問題になつておりますが、良く研究して見たいと思つております。

議長 ～外にございませんか。 (ないものと認め次に進めます)

8番 ～問題9. と揚費の15節光熱水費中、水道料金が電機料よりもはるかに高額計上されているが、その算出基礎を承りたい。

財政課長～ブタ1頭につき1,000リットルの水を使用するものとして、月15～20頭として1ヶ年6,240頭で水道料金は907,80\$となります。電気料はパイプの送ぶる機がありますので、120\$となりますが、大体60%計上してあります。

議長 ～外にありませんか。 (なければ次に進めます)

8番 ～問10. こう廃地解消費補助金について、62年度1,200,63年度600\$解消後における農作物の管理指導等結果如何。また耕地の何%に当るか。

経済課長～この廃地は耕地の60%であります。以前は琉球政府の補助金でやつておりました。当時はキジ作が盛んでなかつたので振わなかつたが、1945年前キジ作が盛んになつたので、特別の所しか残つておりません。

議長 ～外にございませんか。 (ないものと認め次に進めます)

8番 ～問11. 自給七料(推七増産)補助金600\$計上されているが、沖縄の農家は比較的推七舎を持たず屋外推積しているが、今後推七舎建設奨励の計画はないか。

経済課長～政府の施策を奨励しております。

8番～公設市場の使用料向う1ヶ年間無料として運営せしめるような考えはないか。

経済課長～今年の12月までは無料となっております。

8番 ～問15. 才入の寄附金2,002\$の具体的数字について質す。

市長～今度の祝賀行事でこの位は集ると思つて計上した。

議長～暫休憩致します。(午後5時45分)

議長～再開致します。(午後5時49分)

8番～問16. 5号線(中央通り)30号線(宮前通り)の排水路の拡張工事実施について。

建設課長～普大間の排水がほとんど一ヶ所に集まつており、又排水こうばい

議長 ～外にございませんか。 （ないものと認め次に進めます）

8 番 ～問題 9. と場費の 1.5 節光熱水費中、水道料金が電機料よりもはるかに高額計上されているが、その算出基礎を受け承りたい。

財政課長～フタ 1 頭につき 1,000 リットルの水を使用するものとして、月 15 ～ 20 頭として 1 年間 6,240 頭で水道料金は 907,80 \$ となります。電気料はモイラの送ふう機がありますので、120 \$ となりますが、大体 60 % 計上してあります。

議長 ～外にありませんか。 （なければ次に進めます）

8 番 ～問 10. こう陸地解消費補助金について、62 年度 1,200, \$ 63 年度 600 \$ 解消後における農作物の管理指導等結果如何。また耕地の何 % に当るか。

経済課長～こう陸地は耕地の 60 % であります。以前は琉球政府の補助金でやつておりました。当時はキジ作が盛んでなかつたので振わなかつたが、1945 年前キジ作が盛んになつたので、特別の所しか残つておりません。

議長 ～外にございませんか。 （ないものと認め次に進めます）

8 番 ～問 11. 自給七料（推七増産）補助金 600 \$ 計上されているが、沖縄の農家は比較的推七舎を持たず屋外推積しているが、今後推七舎建設奨励の計画はないか。

経済課長～政府の施策を奨励しております。

8 番～公設市場の使用料向う 1 年間無料として運営せしめるような考えはないか。

経済課長～今年の 12 月までは無料となつております。

8 番 ～問 15. 才入の寄附金 2,002 \$ の具体的数字について質す。

市長 ～今度の祝賀行事でこの位は集ると思つて計上した。

議長 ～暫休憩致します。（午後 5 時 45 分）

議長 ～再開致します。（午後 5 時 47 分）

8 番 ～問 16. 5 号線（中央通り）30 号線（宮前通り）の排水路の拡張工事実施について。

建設課長～普大間の排水がほとんど一ヶ所に集まつており、又排水こうばい

がゆるいので、ほとんど用をなしてない。
これを全面改修するか、現在の排水こうを改修して行くか、今後検討して実施したいと思っております。

議長 ~外にありませんか。(なければ本日の日程はこれを以つて終りたいと思いますが。)

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~御異議がないものと認め、本日の日程はこれを以つて終ることに致します。前、明日は午前10時より都市計画全般に関する説明会をもつことにして、その後一般質問の9番議員より始めることに致します。散会(午後5時50分)

がゆるいので、ほとんど用をなしてない。
これを全面改修するか、場仕の排水こうを改修して行くか、今後検討して実施したいと思っております。

議長 ~外にありませんか。 (なければ本日の日程はこれを以つて終りたいと思いますが。)

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~御異議がないものと認め、本日の日程はこれを以つて終ることに致します。尚、明日は午前10時より都市計画全般に関する説明会をもつことにして、その後一般質問の9番議員より始めることに致します。散会(午後5時50分)